

## 令和3年度工事監査

監査の種別 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査  
監査の対象 工事件名：日光橋公園外1公園改修工事  
所管部課：都市建設部施設公園課（工事施工課）  
総務部契約管財課（契約担当課）  
実施期間 令和3年9月17日から令和4年2月28日まで  
監査委員 平田 敬太郎 ・ 五十嵐 みさ

### 【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>1 施工体制台帳について</p> <p>作業員名簿については、建設業法第24条の八第一項（令和2年国土交通省令第69号）により建設業法施行規則第14条の二（施工体制台帳の記載事項等）のチにおいて施工体制台帳に記載する事項と明記されており、工事に従事する者の安全衛生管理に重要な情報となるものである。</p> <p>しかしながら、本監査において施工体系図に記載された一部の会社については、作業員名簿について確認することが出来なかった。</p> <p>元請業者は、その責任において、作業員名簿を不備なく正確に作成するとともに、常に最新の状態にしておくことを要望する。</p>	<p>監査後、現場代理人及び監理員と指摘事項の内容について改めて確認し、早急に対応するように口頭で指示をした。</p> <p>その後、市において指摘事項の改善を確認した。</p> <p>今後は、施工体制台帳について常に最新の状態を保つよう受注者に対し指導していく。</p>